

別表（第2条関係）

補助事業名	雇用補助						
補助事業の目的	企業が県内に立地する際の新規雇用等に係る初期コストを軽減することで、産業立地を促進し、産業の活性化、及び新たな雇用の創出を実現する。						
補助事業の対象となる者	<p>1 立地促進事業（通常分）</p> <p>産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）第2条で定める立地促進事業（当該事業の実施にあたり、下表に定める人数以上の県内居住新規従業員（立地促進事業確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が県内において立地促進事業を行うために新たに雇用する者、若しくは当該事業者が県外で操業する施設から異動してきた者（県外に住所を有していた者に限る。）であって、県内に住所を有し、雇用保険の一般被保険者資格を取得している直接雇用者）を雇用するものに限る。）を行う者であって、以下の（1）から（4）のいずれかの要件を満たす者</p> <p>（1）土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業に係る建物の建設に着手する者</p> <p>（2）既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業を開始又は当該建物の改修に着手する者</p> <p>（3）建物を賃借する者で、当該建物の賃借開始後1年（当該建物を賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業を開始又は当該建物の改修に着手する者</p> <p>（4）既に県内に立地している者であって、既存敷地において新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きく転換するなど当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。）を行う者</p> <p>2 重点立地促進事業等</p> <p>条例第2条第2号から第5号で定める重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業、サプライチェーン対策事業又は産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則第2条第1項第2号で定める立地促進事業（当該事業に係る県内居住新規従業員が下表に定める人数以上のものに限る。）を行い、かつ1（1）から（3）いずれかの要件に該当する者、若しくは既に県内に立地している者であって、既存敷地において当該事業を行う者</p> <table border="1" data-bbox="472 1960 807 2114"> <tr> <td>対 象</td> <td>県内居住新規従業員</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>5人以上</td> </tr> </table>	対 象	県内居住新規従業員	大企業	10人以上	中小企業	5人以上
対 象	県内居住新規従業員						
大企業	10人以上						
中小企業	5人以上						

	<p>なお、立地促進事業が交付申請者の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、交付申請時において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する県内居住新規従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する県内居住新規従業員の総数に「補助事業の対象となる者」欄に掲げる表に掲げる人数を加えた数以上でなければならないものとする。</p>										
補助事業の対象となる経費	<p>県内居住新規従業員のうち、以下の雇用者に係る経費（（２）については重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業、サプライチェーン対策事業及び投資促進地域内で実施する立地促進事業を行う中小企業に限る。）</p> <p>（１）雇用期間の定めがなく継続雇用される正規雇用者</p> <p>（２）１年間以上継続雇用される非正規雇用者</p>										
補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点立地促進事業</td> <td rowspan="4">60 万円/人 [非正規 30 万円/人]</td> </tr> <tr> <td>本社機能立地事業</td> </tr> <tr> <td>試験研究施設立地事業</td> </tr> <tr> <td>サプライチェーン対策事業</td> </tr> <tr> <td>上記以外で、かつ投資促進地域内で実施する立地促進事業</td> <td rowspan="2">30 万円/人</td> </tr> <tr> <td>上記以外の立地促進事業</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助額	重点立地促進事業	60 万円/人 [非正規 30 万円/人]	本社機能立地事業	試験研究施設立地事業	サプライチェーン対策事業	上記以外で、かつ投資促進地域内で実施する立地促進事業	30 万円/人	上記以外の立地促進事業
区 分	補助額										
重点立地促進事業	60 万円/人 [非正規 30 万円/人]										
本社機能立地事業											
試験研究施設立地事業											
サプライチェーン対策事業											
上記以外で、かつ投資促進地域内で実施する立地促進事業	30 万円/人										
上記以外の立地促進事業											
補助金の額	<p>予算の範囲内で認めた額。３億円を限度とする。</p>										
適用除外する条項	<p>第 13、14 条</p>										
その他の事項	<p>申請等の書類は全て日本語で作成すること。</p>										

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条第1項	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要説明書（別記1） ・県内居住新規従業員名簿（別記2） ・県内居住新規従業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）
	<p>(指定期日)</p> <p>補助対象施設の操業開始後6ヶ月以内</p> <p>※非正規雇用者に係る交付申請の場合は、操業開始後18ヶ月以内</p> <p>ただし、操業開始日から起算して2年目に当たる日までに人員増員計画がある場合で、県の承認を得たものについては、操業開始日から3年目に当たる日までの間</p>
第6条第1項	<p>(指定期日)</p> <p>変更のあった日から2週間以内</p>
	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要説明書（別記1） ・県内居住新規従業員名簿（別記2） <p>※変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容をその下段に記入すること。</p> <p>※県内居住新規従業員が増加する場合は当該従業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）も併せて提出すること。</p>
	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>_____</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>_____</p>
第9条	<p>(添付書類)</p> <p>_____</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>交付決定後30日以内</p> <p>又は交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日</p>